

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会  
第4回電力システム改革貫徹のための政策小委員会

日時 平成28年12月16日（金）16：00～17：36

場所 経済産業省本館地下2階講堂

○小川電力市場整備室長

それでは定刻となりましたので、ただいまより総合資源エネルギー調査会基本政策分科会第4回の電力システム改革貫徹のための政策小委員会を開催します。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、ご多忙ところご出席いただきありがとうございます。

本日、秋池委員、石村委員、横山委員におかれましてはご欠席、また伊藤委員におかれましてはおくれてのご参加とご連絡いただいております。

早速ですが議事に入りたいと思いますので、以降の議事進行は山内小委員長にお願いします。

○山内委員長

それでは始めますが、議事に先立ちまして、本小委員会に当たっての注意事項を申し上げたいと思います。これは前回も申し上げたことでございますけれども、本小委員会の開催通知において、注意事項といたしまして、議事運営の妨げになるような言動が行われた場合や、事務局の指示に従っていただけない場合にはご退室いただくとともに、今後の議事の傍聴をお断りする場合があります旨を掲載しております。

恐縮でございますが、傍聴される皆様におかれましては、議事の円滑な運営にご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日は先週、委員及びオブザーバーの皆様から意見をいただきました。これで事務局が修正した中間取りまとめ（案）というものを用意してございます。これについてご議論いただくということにしたいと思います。

それでは、これから議論に入りますので、プレスの方の撮影はここまでとさせていただきます。

これから、お手元の議事次第に従いまして進めてまいります。まずは、3-1、中間取りまとめ（案）の概要、それから3-2、中間取りまとめ（案）、それから資料4、各委員等からのご指摘を踏まえた主要な修正事項、それから資料の5、対応すべき課題の全体像とベースロード電源市場創設のメリット、これにつきまして、事務局からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○曳野電力需給・流通政策室長

まず、それでは中間取りまとめ（案）につきまして、ご説明をさせていただきます。まず概要について、資料の3-1というところで簡単にご説明したいと思います。

本小委員会、それからワーキングにおいて、これまで、きょうが15回目の議論でございますけれども、電力システム改革を貫徹するために、さらなる競争活性化に向けた施策、また一方では、市場原理のみでは解決が困難な公益的課題の克服を図るための施策を検討いただきまして、本日は全体の施策について一体的に提示をさせていただいており、これについてご議論いただきたいということでございます。

大きく分けますと、さらなる競争活性化に関しては、ベースロード電源市場の創設、また、地域間の連系線利用ルールの見直しに伴う間接オークションの導入というところが、二つ、主なものであります。自由化のもとで公益的課題への対応といたしましては、環境・再エネ導入・安定供給といったものとしては、容量メカニズムの導入、また非化石価値取引市場の創設と、この二つでございます。廃炉・賠償、安全・防災等といったものに関しましては、自由化のもとでの財務会計に関する措置、また自主的な安全・防災連携の加速といったところでございます。

先週金曜日の前回の小委の中でも事務局の案といたしまして、たたき台をお示しさせていただきましたけれども、その際、またその前にワーキンググループからの概要をご報告をした際に、委員等の皆様方からご意見をいただいたことを踏まえまして、修正を行っております。

個別の主な中身につきましては、資料の4のほうをご覧くださいと思います。この中で、それぞれ主な修正事項といたしまして、項目、ご指摘いただいたポイント、それから論点、それから報告書中の関連する記載ぶりの修正後のものをここで記載しております。

まず、ベースロード電源市場につきましては、前回、これが産業用需要に生じる影響があるのではないかと、もしくは、むしろこれはプラスに働くのではないかとというようなさまざまな指摘があったところでございます。

今回、ご議論いただいているベースロード電源市場については、あくまでも新電力が現状、産業用需要といった高負荷帯に対する需要を賄うためのベースロード電源へのアクセスが事実上困難であるといったところから議論がスタートしていると認識をしています。新電力がその電源にアクセスした場合に、結果的に高負荷の消費者、需要家に対して、しっかり届いていくということが政策的にも大事ではないかというふうに考えられますので、諸々の修正を行っております。また、過度な転売により生じ得る懸念といったものも、これは消費者に対して競争の果実がしっかり届く必要があるというご趣旨かと思っておりますので、所要の修正を行っております。

具体的には右側でございますけれども、そもそも非対称規制の側面があるということを念頭に

置きながら、単純比例的に量を増加させるのではなくて、産業分野を含むシェアや、産業用の需要家等の受益状況を見ていくということ。こうしたものは、むしろしっかり確認をしていくことで、実際にプラスになっているのかどうか確認するという点については、前回の議論の中でも、同じ認識であったのではないかとこのように考えております。その上でチェックをし、必要に応じて供出量あるいは新規参入者の購入可能量等といったものについての設定や見直しをするというふうに修正を行っております。

それから、導入時期につきましては、最後のページ、あるいはパワーポイントの図でお示した中で、ベースロード電源については、2020年度が目安という形になっておりましたけれども、これは2020年度より、むしろ後ろになってしまうことはないように歯どめをかけるべきではないかというようなご指摘もございましたので、遅くとも2020年度から電気の受け渡しを開始ということを明記しております。あわせて、市場の創設前の自主的取り組みと、この制度的な対応とのブリッジをうまく工夫するような形で、競争活性化、あるいは卸電力の市場活性化に資する取り組みといったものを、全体的な整合性に留意しつつ、追加的に検討することということについても追記をいたしております。

次に、非化石価値の取引市場でございます。これにつきましては、前回の議論の中でもアクセス環境の差について中間目標の設定後において特に留意が必要という指摘があったと思っておりますけれども、一部の事業者が自社で多くの非化石電源を保有しているということによって、アクセス環境に差が生じて小売競争に与える影響というものに留意する必要があるということ、報告書の中で明記をいたしております。

また、複数の市場が、今回、整備をされることで、その中での裁定取引といったものがあり得るわけで、その結果として競争の果実が、需要家に必ずしも均てんされないといったことがあるのではないかとこのようにご指摘もございました。これについては、一番最後の、見直しに関する記述の中に、市場原理が適切に機能しない等の課題が顕在化する可能性といったことについて追記をいたしました。

次に賠償への備えでございます。これにつきましては、前提としまして、本文の18ページの上のほうになるんですけども、原賠機構法の趣旨に鑑みれば、本来こうした賠償の備えということ自身について、この福島の事故以前から確保されるべきであったけれども、政府として何ら制度的な措置を講じておらず、これを制度の不備というふうに明記しておりますけれども、事業者がそうした費用を料金原価に算入することもなかったということに記載をしております。

その上で前回のご指摘の中でも、こうしたいわゆる過去の備え不足に関する費用が上振れするのではないかと、青天井ではないかというような議論もいただいておりますけれども、こうした議

論を踏まえて、全ての需要家から公平に回収する総額の上限というのは2.4兆円であって、これは今後変動が生じる性格のものではないということを明記しております。

また、この託送の仕組みを使った回収の場合における需要家、国民の皆様方に対する負担の明確性、見える化といったようなご指摘も数多くいただいているところでございます。これにつきましては、賠償の備え、それから廃炉会計制度共通でありますけれども、個々の需要家がみずからの負担を明確に認識できるよう、ガイドライン等を通じ、小売電気事業者に対し、需要家の負担の内容を料金明細表に明記することを求めていくべきであるということを政府に求めるといったような書きぶりしております。

一番最後、「終わりに」ということで、横山委員から、全体取りまとめの考え方を記載すべきではないかというご指摘をいただきました。これにつきましては、報告書の一番最後の部分、30ページの「終わりに」というところで、これまでの議論と、総合的な判断といたしまして、全体をまとめたということを記載しております。

具体的には、改革の貫徹のためには競争活性化策とあわせて、公益的課題に対応するための施策を講じる必要があつて、この小委員会、ワーキンググループの議論の結果として、各制度の意義と相互の整合性等を勘案した、総合的な判断の結果として、これらの施策を一体的に措置することが適当であるとの結論に達したということ。また、政府においてこの取りまとめに沿って、これらの施策を一体的なものとして着実に実施することが求められるといった記載をいたしております。

その他、補足事項等について、それぞれの個別のページの下のところ、注記を追加いたしましたしております。個別の全ての説明は割愛させていただきますが、一点だけ、5ページにございます注6だけご説明をさせていただきます。

これは、今回のベースロード電源の供出に関する制度的措置の法的な検討ということについて、記載をしております。各事業者、旧一般電気事業者については、自由化の中では取引の自由がありますので、一般的に制度的に電源供出を求める措置については、何らかの補償等が必要であるとの指摘がなされた。今回の措置は、この後に書いてある原子力に関連する費用負担のあり方とともに検討されたものであるが、仮に原子力以外のベースロード電源のみの供出を求める場合には、補償等のないままに事業者の取引の自由を制約することとなるため、事業者の財産権との関係で困難な問題が生じると考えられるといった、法的な問題についてここで記載をさせていただきます。

なお、補足いたしますと、この趣旨はこの原子力と石炭、水力といったベースロード電源一体で取引をするということで、今回制度として行うべきではないかということでありまして、個別

に見た場合に、ある事業者が原子力が稼働していないときには、供出を求められないというような趣旨ではないということについて補足をさせていただければと思います。

以上が、報告書本文に関する補足説明でございます。

次に、資料5をご覧ください。これは前回の議論の中でも費用の全体像、特に、福島事故に関連する費用といったものと、今回の議論との関係を少しわかりやすくというようなご指摘もいただきましたので、事務局でまとめたものが1枚目でございます。

まず上半分は競争活性化、環境・再エネ導入・安定供給と、原発依存度低減、廃炉の円滑な実施と、この三つにつきましては、冒頭にご説明させていただいたとおりであります。その上で、福島の廃炉の資金の管理・確保といったような形で、管理型の積立金による資金管理、また、送配電事業合理化分を廃炉事業に優先的に充当する仕組みという、この二つについて議論いただきましたけれども、これに関しては、今後、福島第一の廃炉・汚染水対策ということでは、これは有識者の試算によれば8兆円というような数字が出されておまして、こうした必要な確保すべき資金については、東京電力が改革により捻出していくといったような方向性が、これは別途東電委員会のほうでも議論がなされているところであります。

次に、賠償につきましては、今回いわゆる過去分についてご議論いただいたところでございますが、これは、見通しといたしまして、確保すべき資金といたしまして7.9兆円といったような形でありまして、これは具体的には、国の交付国債の枠の設定において考慮される数字になってようかと考えております。

最後に、除染・中間貯蔵でございますが、こちらについては東京電力が今後、非連続の改革を行うことで捻出する株式、原賠機構が保有する株式の売却益をもってこの5.6兆のうちの4兆円相当の除染費用に充て、また、中間貯蔵については、これまで1.1兆円だったものが、1.6兆という数字になる中で、これは国のエネルギー政策の中で国費を充てて賄っていくといったような方向性ということでございます。これが全体の費用の全体像でございます。

次に、もう一枚資料5として、お示しをしておりますけれども、今回のベースロード電源市場から電源の調達を行った場合のメリットという形で、一定の仮定ということになりますけれども、調達コストの削減効果について試算をしております。左側が新電力の供給カーブでございます。新電力の供給については、これは会社によって多少の違いはあるかと思いますが、総じて、非常に負荷率が低い、つまり夜には余り電気を使わないけれども、昼間にたくさん電気を使う需要家、消費者の方への供給が多いという傾向にございます。負荷率、大体2割程度だというふうに承知をしておりますが、今回、ベースロード市場において一定量の供出が行われることで、現在、新電力みずからがアクセス可能なベースロード電源に加えて、例えば3割程度のベースロー

ド電源を調達することによって、全体の需要の底上げというのが期待されるのではないかと、この資料でいうと点線のところから黒の需要曲線のような形で変わるのではないかとということが期待されます。もちろんこれにつきましては、前回もさまざまご議論ありましたので、今後しっかり検証等をしていく必要があるかと思えます。

その上で、市場のメリットについて、新電力サイドから見た場合のメリットという形で書いておりますけれども、仮に新電力が小売のシェアが1割、現在より若干上がっているというような数字を仮置きしておりますけれども、この場合に、販売電力量の3割が市場調達であるというふうに仮定をいたしまして、足元の総販売電力量の1割の3割ということで3%になりますので、これがおよそ250億キロワットアワーということになります。もちろん、これが今の新電力各社の調達価格以上に、主にLNG火力等が主力かと思われましても、幾ら安くなるかというのは、これは市場で決まるということになりますので、市場原理によってどうなるかということをご指摘を何か肯定的に申し上げるのは難しいわけですが、仮に1円安いというような場合には、250億円が、1年当たりの調達コストの削減ということになります。

これまでの議論においても、こうした調達コストの削減がしっかり競争を通じて需要家、特に産業界を中心としたユーザーにしっかり届いていくということが大事ではないかというご指摘をいただいているというふうに認識をしております。

事務局からのご説明は以上でございます。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは、今のご説明に対し、内容について、ご議論いただきたいと思っておりますけれども、例によってご発言をご希望される場合には名札を立てていただき、それから関連する発言については挙手をいただいて、合図をいただければというふうに思います。

それでは、どなたでも結構ですので、いかがでしょうか。ご意見ございますでしょうか。

安念委員、どうぞ。

○安念委員

まず一番最初に、ベースロード電源市場にいわば強制供出させることについての、憲法上の問題について指摘をいたしまして、その後、何も申し上げていませんでした。別におまえの話は聞きたくないということかもしれませんけれども、一応責任上、申し上げておきます。

最初に申しましたように、自由な経済体制のもとでは私企業の資産は、当然のことながら、その私企業が自由に使用、収益、処分できることが原則でありますので、それを制限するには相応の理由づけが必要であり、かつその制限が極めて深度の深いといいたしめようか、本質的なもので

ある場合には補償が必要な場合もある。ただし、その補償というのは、いわば1対1のキャッシュのやりとりのようなものである必要はなく、制度全体の中である種のバランスがとれていればよいと考えられるということを申しました。ただ、日本の法律学界の、財産権の議論とか損失補償の議論は、圧倒的に土地収用とか土地の利用規制を念頭に置いた議論に限定されておりまして、このような企業活動の自由に対する制限をどう捉えるかについては、標準的な議論がほとんどございませんので、私が申し上げるのは、私の感想だというだけのことでございますので、何も権威ある学説を申し上げているわけではございません。

そこで、今回の提案について申せば、私はまず第一に、原子力発電所というものの歴史的な経緯が重要であって、政府のコミットメントが非常に大きい、その意味では、松村委員などもおっしゃっていましたが、公益的であるというのは確かだろうと思います。もともと原子力発電は、日本だけではなくて、どこの国も国家独占で始まったものでして、日本も1960年代ぐらいまでは、核燃料物質も国家独占で民間の取引を許しておりませんでした。そういう時代がずっと続いておりまして、いわば民間にだんだんと切り出していったという、そういう経緯もございます。

したがって、平常時にはともかく、ある種の緊急時には、公益的な目的のために自由な使用、収益、処分が制限されることもあり得べしという前提のもとでできた制度であるというふうに私は理解しております。その点で、使用、収益、処分の完全な自由というものが制限されても、それはそれでやむを得ない、無補償であってもやむを得ない場合があると思っております。ただし、具体的な取引において原子力事業者に損害を与える、損失を与えるような取引を強制するとすると、それは補償が必要ではないかというふうに思っておりますが、今回のご提案では、コストベースで入札価格、応札価格、供出価格を決めるということがベースのようでございますので、その点での一定の配慮がなされていると、私は理解しております。これが最初に申し上げたことに対する私の一応の始末のつけ方ということになります。

それから、これは私が属しておりました市場整備ワーキングではなくて、山内先生のところのワーキングの話でございますが、賠償の備え、それから廃炉、これは1Fも、それから一般の原子力事業者さんも同じですが、廃炉に対しての費用を賄うために、託送料金を利用するというスキームについて、いろいろご批判があるやに聞いております。

この点まず第一に、法律の原則としては、確かに法律の不遡及、つまり過去に適法であった行為、あるいは過去に負担を課せられる、例えば租税負担といったようなものを課せられるのではなかった行為に、事後的に刑罰を科したり、租税負担を課したりするのが一般的に許されないということはそのとおりであります。今回、過去分という言葉を使いましたために、過去に負担する義務がなかったものをさかのぼって負担させるのであるといったような理解のされ方がしたの

ではないかと思いますが、私はそれは違うと思います。これは、例えば年金の積み立て不足というのと同じことをごさいます、本来なら積み立てるべきものを将来に向かって積み立てるのだが、その積み立て分は過去に不足していたと観念される部分を充てようということをごさいますので、あくまでも未来に向かっての義務づけでございますから、少なくとも法律上の原則としての不遡及の原則とは、私は関係のないことと思います。もちろん政策として賢明かどうか、いろいろあると思いますが、法の一般原則に反するということはないと思います。つまり法の遡及適用ではないと、私は認識しております。

それから、原発の電気を使いたくないユーザーさんとか、それから原発と関係なかった新電力の皆さんにも、ご負担をいただくことになるのではないかとというのは、それはそのとおりであります。しかし非常に率直に申しますと、私も含めて、普通のローヤーは、東電の問題は、本来法的な整理をすべきだと考えておりました。例えば、会社更生のごさいます。また、特に重要だと我々が思っていたのは、原賠法3条に基づく損害賠償義務の有無でして、これについては、当然司法判断を仰ぐべきものだと思っておりました。なぜなら、あれは民法709条の特則なものですから、裁判所の判断なしに損害賠償義務があるとかないとかいうことを言えないと思っていたのです。ところが、普通にローヤーが思っていた前提は全部崩れてしまいました。そして、法的にもし整理するとするならば、足らざる部分は租税で賄うしかなかったのですが、それもできなくなってしまった。つまり私の認識ではこうです。託送料金で面倒を見るというのは、実は租税で本来負担すべきだったもののセカンド・ベストなのだというふうに思っております。

さて、もしも租税の変形のようなものであるとすると、私は受益と負担、あるいは責任と負担というものの関係は、厳密に求めることはできないと思っております。なぜなら、その対応関係を厳密に求めるのであれば、は民法上の契約法であるとか、不法行為法に基づいて、処理すべきことなのであって、それができないからこそ租税、もしくは租税類似の制度をとらざるを得ないわけです。したがって、今申しましたように、受益と負担、あるいは責任と負担の関係は、一対一対応させることはできないものというふうに考えざるを得ないと思います。つまり端的に言えば、これは電気の全ユーザーが負担する、いわば電力税のようなものであって、それを一般送配電事業者がいわば源泉徴収すると、そういったものであるというふうに私なりには納得しております。したがって、これもまた法の一般原則に反するという問題は起きないだろうと思っております。

ただし、今まで私が申し上げましたのは、憲法上、あるいは法の一般原則には反しないだろうと言っているだけの話であって、政策としての賢明さというものはもちろん別の問題です。私が懸念するのは、2点あります。一つは、余りにも精緻な制度ではないかということです。私は、この短い期間にこれだけの制度を詰め切った事務局の人々の頭脳には、大いに感服いたします。

大いに感服するのだが、美しい答案を書くということと、それが実際に動くということは、全然別のことだろうと思います。人間の頭はもっと単純なものであって、本当は単純であるほうが動きやすいと思います。ただし、では、おまえに別に対案があるのかと言われれば、いいです。ですから、これはこれでしようがないだろうと思うのだが、余りに精緻過ぎるがゆえの動作の悪さということは、当然起こり得ることなので、これを完成品だと思わないで、随時手直しをしていくという心構えは、当然必要だろうと思います。

その点に関連いたしまして、ベースロード電源と、それから容量メカニズムについては、これは、そうなるかどうかはわからないけれども、結局、旧一般電気事業者に対する補助金になってしまうのではないかというのは、これはこれで理論的には当然あり得る懸念だと思います。それは、多分私はやってみないとわからないだろうと思うんです、そうなるかどうかは、そうなったら、そうなったときに考えるべきだというふうに思っております。

結局、何を言いたいかと申しますと、個別の論点については、それはいろいろな批判があり得るだろうと思うけれども、では、おまえに対案があるのかと言われれば、自分には出す能力がありませんので、暫定的にはこれはこれでやむを得ないというふうに私は考えました。長くなって恐縮でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

ほかにご発言ございますか。玉井オブザーバー、どうぞご発言ください。

○玉井オブザーバー

今回、非常に難しい議論をスケジュールが非常にタイトな中で、中間まとめまでたどり着くことができ、大変だったと思うんですけども、どうもご苦労さまでした。ありがとうございます。幾つか私なりに質問とコメントをさせていただきたいと思っております。

まず、ベースロード電源については、前回の議論の中で、「転売によるさや抜き」や「産業の電気代が上がるのではないか」といった懸念が示されましたけれども、私ども事業者としては、そういう中で、色々ビジネスで工夫をして、うまくやっていくのも、自由化の趣旨であるとは思っております。

とは言うものの、余りにでたらめな使い方をする、ベースロード電源の本来の想定された使い方とは変わってきます。そう考えると、やはり1年ではなくて、資料にも記載がありますけれども、3年とか5年等の長期の商品であれば、小売事業者としても、長期間に亘って一定量の引き取りをコミットするわけですから、あたかも自分で発電所をつくったがごとくに大事に売っていくと、そういう需要家を見つけていくということにならざるを得ないと考えます。そのような

観点から、やはり長期の商品の開発というのは、必要なのではないかと考えております。

あと、そうなってくると、細かい話ですけれども、やはり燃料の調整リスクの問題が出てくるので、それに対するヘッジをどのようににするのかという課題が出てきます。燃料リスク分散は、事業者が勝手にやるという話もあるかもしれないし、新たな何かをつくっていくということもあるかもしれませんが、それのご検討をよろしく願います。

容量メカニズムについては、今お話があったように、小売事業者が容量メカニズムを通じてキロワットに対して払ったお金が、どのように容量を持っている人に使われているのかをチェックして、妥当性を確認するというような仕組みも今後とも必要になってくるのではないかと考えています。

それから、11ページにも書いてありますけれども、すみません、ちょっと私石油会社ということもありまして、コメントさせていただきます。3・11の直後、石油火力の発電所が電源不足を補ったということは、皆様のご記憶にあるかと思えます。これは石油には十分な備蓄があり、かつどこの製油所とか基地からも、燃料を発電所に出荷できるという利点があるので、非常に大災害があったときにも、対応しやすかったということがあると思えます。

このように、大災害に対応した石油火力の発電所だけではなくて、燃料供給のインフラというものも含む容量メカニズムというのは、今回のこれにはそういう概念がないと思えますので、それについては、稀頻度リスクに対する対応は、別途検討する必要があると書いてありますので、そここのところは、そういう大災害のときにどういう風に供給するかというのは、別途この容量メカニズムの概念ではないところで、検討していく必要があるのではないかと考えております。

これは単純に質問なんですけれども、そうすると小売の事業者は、今後自分で売ろうとしたときに、キロワットアワーのほかに、キロワットの容量と非化石価値のこの3点を購入して商売をやっていくという理解でいいんですよねと、これは今さらなんですけれども、単純に確認でございます。

それから、もう一点は、先ほどお話がありましたように、一般負担過去分について、需要家の負担の内容を料金明細表に明記することを求めていくという風に書いてありますけれども、もちろん需要家にしっかり伝えていくというのはそのとおりだと思うんですけれども、需要家の理解を促進するという点で、ウェブのマイページで確認できるとか、色々な工夫のやり方もあると思っておりますので、料金明細表と断定していただくのではなくて、「例えば料金明細表」とか、「料金明細表等で」というような文言にさせていただくと、小売事業者としての自由度が高まるので、ありがたいかなという風に考えております。

すみません、最後に先ほどの資料5に対する単純な質問なんですけれども、賠償への備えにつ

いての対応で、総額2.4兆円、毎年600億円、新電力分が60億円と書いてありますけれども、これは新電力分が60億円で良いのですけれども、残りの540億円は、旧一般電気事業者が負担をしていくということなんですよね。

私の話は以上でございます。

ウェブ○山内委員長

基本的に、ご質問に対するコメント、回答はまとめてと思いますけれども、今確認事項ということですので、それについてだけお答えいただけますか。

○曳野電力需給・流通政策室長

まず、小売が購入すべき価値はキロワットアワー、電気の量と、キロワット容量、そして非化石の価値です。付け加えて申し上げれば、調整力も含めた価値について、託送料金でお支払いいただくということかと思います。

それから2点目、一番最後にご質問いただいた点については、おっしゃるとおりでありまして、600億円のうち、これはもちろんシェアによりますけれども、仮に新電力のシェアが10%の場合には540億円が旧一般電気事業者分ということになります。

○山内委員長

よろしいですか。

すみません、ちょっと順番があったんですが、崎田委員が先。崎田委員、松村委員、それから秋元委員でよろしいですか。

どうぞ。

○崎田委員

本当は、カードを上げたのは松村委員が早いんですけども、私のほうがきつと入り口の意見だと思いますので、先に言わせていただくようにします。ありがとうございます。

前回、全体のバランスというのがわかりやすくなるといいというお話を申し上げました。今回の資料を拝見して、資料3-1で全体の取りまとめ案の概要という話、そして資料5のほうで、もう少し具体的な数量などを入れていただいて、かなり全体像がわかりやすくなってきたかと思えます。

こういうふうには、これから社会に発信していくというときに、その意味合いがわかりやすく伝えていただくと大変うれしいと思います。

なお、やはりベースロード電源市場という、この創設に関して、これまではなかなかベースロード電源の切り出しに関して進んでこなかったということを考えれば、こういう措置をとっていくというのは大変重要だと思っております。

ただし、全体のそれぞれの事業者の需要量の3割というのは、きっとある日突然3割というと、物すごく大きな量になると思っておりますので、やはりそれに向かってきちんとこれまでの電力事業者と新電力事業者が、きちんと状況を整備しながら目標に持っていけるように、やはりきちんとした流れをつくっていただければありがたいと思っております。

それともう一つ、自由化のもとでの公益的課題への対応という中で、私は、市場ワーキングに参加させていただいたんですが、その中の非化石価値取引市場に関して、少しコメントさせていただきたいと思っております。

やはり、社会全体としてこの部分に対する関心は大変強いと思っております。大枠に関しての議論はかなりきちんとさせていただいたので納得しているんですが、今回、このいただいた取りまとめの資料の内容を拝見していて、ちょっとわかりにくいというか、別の意見も申し上げたいというのが3点ほどあります。簡単に申し上げたいと思うんですが、きょうの資料とページが違っていたら申しわけないですが、最初ご説明いただいたときの資料、13ページ真ん中辺なんですけれども、非化石証書の種類についてということで、この3行目のところの後ろのほうに、再エネ由来証書として販売するか、非化石価値証書として販売するかは、売り手が選択できるとすると書いてあるんですが、この売り手というのは、発電電力の方ではなくて、小売電気事業者という意味でよろしいのかどうかという、その確認をさせておいていただければ、この売り手というのがどちらのことなのかということを質問させていただきたいと思います。

あと、そのページの下、市場の非化石価値市場の担い手に関して、特に改定に関してなんですけど、2行目に、原則として小売電気事業者とすると書いてあります。前回はここを発言しないで、前々回のときに簡単に発言しただけですので、今回、考慮していただけなかったのは仕方ないかとは思いますが、高度化法の44%の目標達成というところを重視するというのを考えれば、小売電気事業者が買い手の対象というのは当然かと思うんですけれども、今回の非化石価値の市場の話のときに、再エネを普及させるということと、それをしながら国民負担を軽減するということがしっかり入っていたと思います。

そういうことを考えれば、やはりできるだけ多くの需要家がこの非化石価値の証書を買えるというようにするというのも、ぜひ検討対象に入れていただければありがたいと思っております。なので、例えば一般需要家、消費者、事業者も入るわけですが、一般事業者がこういうことに買い手として考えるということも、今後の選択肢として検討いただければありがたいと思っています。

最後に一点なんですけれども、その次の14ページの下の方に、ぜひこの44%達成に向けて再エネ価値の、非化石価値の証書の取引が活性化をするということを考えれば、高度化法のほう

でも、例えば中間目標をきちんと入れことが大事という発言をさせていただきました。それで、この高度化法のところの4行目に、適切かつ慎重に設定する必要があるとの意見が大勢であったと書いてあるんですが、慎重にということは、私の意見はここには入っていないのかなという感じがしまして、適切かつ慎重に設定する必要があるとの意見がほかの方からあったということであれば、意見もあったとか、何かこの辺の表現ぶりをちょっと考えていただければありがたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○山内委員長

松村委員、どうぞご発言ください。

○松村委員

まず、安念委員からご整理をいただいたわけですが、そもそも憲法上の問題などご指摘のとおり、今回の制度では重要な問題があるとは思えません。コストベースで、しかもそれは下限価格。市場で決まる価格で売るので、コストを下回る価格で売られることはなく、コストと同じか高い値段で売れる状況。価格支配力を行使することに関して多少の制限が加わるということのことだと私は理解しています。

そういう意味では、新電力は大いに期待しておられると思うのですが、私もとても期待はしているのですが、市場で決まる価格なので、極端に安い価格には当然ならないはず。したがって、メリットはあるのは間違いないと思いますが、かなり限定的だということも認識する必要があります。

別の点です。託送料金で回収することに関して、これも安念委員から納得したという理屈を説明していただいた。しかし、その安念委員のご説明では、実際にとられなかった政策を前提として基準を設け、その観点から正当化している。つまり東京電力は法的に整理され、あとは、その賠償金は税で賄うという、実際にとられなかった政策を前提として、そこを基準として今回の措置を正当化したということ。今回の小委の整理のロジックは明らかに違う。実際にとられた政策を前提として、それでもこういう理屈で正当化したということだと思います。別の理屈で安念委員が納得するのは何の問題もないのですけれども、この小委の整理ではなかったと理解しています。

次に、2.4兆円を40年にわたって託送料金に乗せる点については、意見はワーキングの場でさんざん言いましたので、これ以上言いません。この整理でやるしかないと思います。しかし、ここでちゃんと考えていただきたい。本来なら、今のルールなら、一般負担金という形で原子力事業者が負担するべきものなのだけれども、しかしいろいろな事情を鑑みて、こういう形で託送料金に乗せたということは、まず自覚する必要がある。それから先ほどご質問もありましたが、60億円は新電力が負担するけれども、残り540億円は旧一般電気事業者が負担するのですねという

のは、これは託送料金に乗せる形になり、託送料金はキロワットアワー当たりの単価という格好になるので、販売電力量に比例して負担することになるという、単にそれだけのこと。

これで、本当に新電力の負担が年60億円という理解で正しいのかは、きちんと考える必要がある。そんな政策は実際にはとられなかったわけだし、今後もとられることは絶対にはないと思いますが、例えば全ての原子力のコストを全部原子力事業者から免除して、これを全て託送料金に乗せることが仮にあったとします。そんな政策は絶対とられないと思うのですが、仮にあったとして、その金額が余りにもすさまじいので、新規参入者は全く参入できなくなって、新規参入者のシェアが仮にゼロになったとします。新規参入者のシェアがゼロになったとすると、旧一般電気事業者がシェア100%なので、そのような措置をとったとしても、負担はシェアに比例して負担しているので、新電力の負担ゼロと考えるのは明らかに間違っている。同様に、今回の措置も、60億円の負担というのは、一つの考え方ではあるけれど、必ずしも正しい整理ではない。

今の整理は、新規参入者のマーケットシェアが2倍になれば2倍になり、3倍になれば3倍になるというこういう類いのこと。実際には新規参入者の限界費用を引き上げるわけですから、それ自体として、大きなこと。この点を理解する必要がある。わずか60億円だから、大したことないじゃないかと、ベースロード電源市場で得られる利益に比べて小さいじゃないかというのは、明らかに私は間違った整理だと思います。異例な形で、2.4兆円ものコストを40年にもわたって負担させることを自覚する必要があると思います。

どうしてこんなことをしつこく言うのかということ、前回、廣江さんからもご発言があった。あそこで口はばつたいと言いながら、あのようなこと、現場がどんなに苦労されているか、を言われたが、私は基本的に正しいと思います。私が危機感を持っているのは、そこからベースロード電源市場に消極的な発言に飛躍するところ。2.4兆円ものコストを一般の人に、本来なら託送料金でないものを託送料金で負担させているという自覚が本当にあるのだろうか。小委だけでなく、ワーキングでも、旧一般電気事業者から出てきた発言も聞いていると、そういう自覚がないのではないか。この点とても危機感として持っています。

現場で大変ご苦労されているというのは、全くそのとおりだと思いますが、このような通常では考えられない負担をさせているという事実もきちんと認識した上で、そのバランスの上でこれから出てくる施策を考えていただきたい。

次に、精緻なという発言もあった。これだけ短期間の間に精緻な、というのは私の感想とはだいぶ違う。ここに出てきたのは、精緻ではなくていいかげつと言っているのではありません。これだけ短期間でできることは精いっぱいやった。大きな絵は描いてくれた。これはとても重要なことで、大きな基本方針は示していただいたわけですが、細かなことはほぼ何も決まっていな

いうのに近い状況だと私は認識しています。容量メカニズムでも、集中市場でやるということは決まっているけれども、細部についてはほとんどまだ何も決まっていない。それから、ベースロード電源市場においても、まだ1年物なのか、3年物、あるいは5年物というのをつくるのかどうかということすらまだ決まっていない。さらに言うと、その場合、もし長い物にするんだとすると、ある種のリスクを回避するような、売り手にとってリスクを回避するような手段も考える必要が出てくると思うのですが、その場合の燃料調整だとか、ほかのリスクに対応するようなものをどうやってコストに織り込んでいくのかというようなことは、ほぼ何も決まっていない。何も決まっていないからいけないということではなく、これからの詳細な制度設計がとても重要だということだと思えます。

その段階で、きちんと理屈を考えながら、それでも、もし失敗すれば修正するのは当然の前提として、きちんと理屈を考え抜いて、その時点ではベストだと思うものをこれからつくっていくということだと思えます。したがって、これからの議論がとても重要になってくる、まだ精緻と呼べるものではなく、したがって決して拙速などということもないと理解しています。

以上です。

○山内委員長

関連ですか。ではどうぞ。

○玉井オブザーバー

私の発言で誤解があるかと思うんですけど、私は決してベースロード電源がそんなに我々にとって、うれしいほど安い値段で出てくるなんて、さらさら思っておりません。なので、先ほどの発言の趣旨は、その出てきたベースロード電源を煮て食うか、焼いて食うかというのは、それを受け取った小売事業者が色々と工夫して売っていくことになりますよねと。だから、何が何でもベースロード事業はベースロードの需要家に充てねばならぬと言われたら、商売はやりにくくてしょうがないですというのを申し上げただけです。また、その60億円はあとは旧一般電気事業者が負担するんですかという発言の意味は、下に「250億キロワットで、毎年250億円のメリットがあります」と書いてあるわけですね。これは、単純に先ほどの説明を聞いてしまうと、250億円を享受できるかわりに、60億円の負担だから良いでしょうと読み取れると。しかし、では、その250億円はどこから出ているんですかといったら、旧一般電気事業者の需要家が負担していることになるわけですね。コストが下がっても、売値が変わらないという前提ですから。でも、現実にはそうはならないと思えます。

そう考えると、こういう整理で本当に世の中うまくいくのかなというのが、素朴に疑問に思っているというのが、私の本来言いたいことです。

○山内委員長

次、秋元委員。

○秋元委員

どうもありがとうございます。中間取りまとめなので、少し大きいところの私の理解も含めて、少しだけお話ししたいと思います。

基本的には、例えば3ページ目の総論の冒頭なんかで書いてあることだろうと思うんですけども、いろいろ市場をつくと、S+3Eの観点から問題も生じるので、そこへの対処は必要で、いろいろなそういう中で今回市場を、そこを是正できるような市場を考えてきたということだというふうに思います。

ただ、そういう中で重要なのは、フェアな市場をつくるということは、競争環境をちゃんとイコールフットイングにした市場をつくることは非常に重要で、そういうことに関しては、これからも検討を進めていく必要はあるんだろうというふうに思います。

ただ一方で、規制料金のもとで、それは政策的に規制料金のもとでやってきた旧一般電気事業者もあるわけで、これに関しても、そのルールのもとでつくってきたものがあるので、これは安念先生は、法律的な観点から演説を打たれましたけども、私もそこに関しては、法律を抜きとしても、そういう制度があった中でやってきたものに対して、一定の配慮は必要なんだろうと思います。ただ、最終的な仕上がりとしては、フェアな感じをつくっていくことが重要だというふうに思います。

ただ一方、市場というのは何度も私は申し上げてきていますけれども、市場はすごく短期で動きやすいので、短期のメリットオーダーは達成できますけれども、長期を達成するというのは結構やっぱり難しい部分が多いと。そういう中で、市場をたくさん考えるということがあっても、なかなかやっぱり思いついていないような中で抜けがあったり、そういう別の行動が生まれたりとか、そういうことがあると思いますので、これから非常によく考えていかないといけないし、リバイスもかけていかないといけないというふうに思います。

そこが、やはり電力という、電力市場、ガスもそうかもしれませんけれども、長期の投資が必要で、リードタイムも非常に長いというような特殊な事情があって、しかも電力という非常に恒久的な価値を持った商品というものの市場だということの中で、そういうものが生まれてきていくと。あとは、公益性もちろんあるということを考えて中で、うまく市場、制度設計をしていくことは今後も必要だろうというふうに思います。

それで、松村先生がおっしゃったように、私もこの後の詳細な設計が非常に重要で、それ次第によって、いかようにでも動いていきますので、そこに関してはやっぱり慎重に今後とも設計は

必要だろうと思います。やっぱり神は細部に宿るという言葉もありますし、そういう感じがここでも私は持っているということです。

もう一つだけ申し上げておきますと、やはりここでいろいろ、託送で負担分を乗せるという話になりましたけれども、私も、これは本来であれば、いろいろやり方としては、タックス、税でやるというほうがすっきりするというふうに思うんですけども、いろいろな経緯の中で、電力ユーザーに広く負担してもらおうということになったというふうに思いますし、これはこういうやり方で仕方がないかなというふうに思っています。

これに関しては、やはり福島の事故前に、本来原子力発電は安い電力で供給して、それが電力ユーザーのメリットになってきていたわけですけども、それをちゃんと、本来はもう少し事故リスクも乗せて電力ユーザーにコストを負担してもらっていないといけなかったものを、ちょっとそれは政策的なミスで乗せ切れていなかったものを、今後、過去の電力ユーザーと今からの電力ユーザーは違うわけですけども、仕方がないのでニアリーイコールというふうに考えて、そこで負担してもらおうということなので、ここに関しては丁寧にやはり説明をして、そういうやり方しかないんだと。日本全体のメリットを考えると、これが仕方がない方法なんだということを手丁寧に説明していくことが重要かなというふうに思います。

最後、一点だけ細かいんですけども、先ほどの報告書の3ページ目の冒頭なんですけれども、若干私が気になるのは、もし考慮できればということでもいいですけども、冒頭1行目なんですけれども、電力システム改革貫徹に向けた課題への対応に関しては、3E+Sの実現を目指しつつ、市場メカニズムを最大限活用することが重要であると書いているんですけども、ちょっと最大限活用というところだけは、少し気になって、要は、市場メカニズムを使うことが目的かのように読めるので、もう少し、例えば有効に活用するとか、そういう言葉を少し足したほうが、市場メカニズムだけをただ大量に導入するというのではなくて、全体を有効に働かせるような形をとりながら導入していくということがこの目的だと思いますので、そういう修正が可能であればしていただければというふうに思います。

以上です。

○山内委員長

それでは、伊藤委員、どうぞご発言ください。

○伊藤委員

電力システム改革貫徹のための委員会は、安念委員もおっしゃっていましたが、ほかの委員の方も、これがベストではないかもしれませんが、どこかである程度の方向性を取りまとめなければいけないということで納得はしています。しかし、一方で、前も何度も話しているのですが、

過去分というのは私は何かもうクリアではないんですね。クリアではないんですが、クリアになってくるんです、一緒に参画させていただくというか。それは、洗脳されているのではなくて、この仕組みがわかればわかるほど、納得していくんです。

以前にも話してるかと思うんですけども、一般の消費者、国民にこれをどう理解してもらうかというのも重要で、多分、こういう資料、いきなり入っても3行目でやめてしまうかもしれないですね。やっぱり難しいんですよ、書き方が。それで、では理解して全部読んだとしても、本当に入ってくるかというのと、やはり原子力の歴史や日本のエネルギーの歴史や自給率がすごく低いというところの事実であったり、ではなぜ東電は企業破綻しない方向に持っていったのかという前置きがないと、多分、読んでもわからない、理解しづらいと思うので、この委員会ではないとは思いますが、何かホームページ上なのか、そんな難しいことではないし、お金もかからないと思うんだけど、わかりやすい説明がどこかにあって、このページにいったときにそこも飛べるとかいう仕組みにしていったほうが、今後、この検討委員会の示す方向性が時代とともに変化していくわけですよ。今も大枠は決まっていますけれども、細かいところはまた今後取りまとめていく中で、そういったものがあつたほうがよりよい意見が出てくるのかなという印象を受けました。

以上です。

○山内委員長

武田オブザーバー、どうぞご発言ください。

○武田オブザーバー

ありがとうございます。市場ルールの整備について一点、それから財務会計について一点、発言させていただきたいと思います。

最初に市場ルールの整備ですけれども、今回、措置されている各種市場を創設する等の制度については、競争環境への影響は極めて大きいと考えています。したがって、導入に当たっては公平公正な内容が求められているものと認識しています。

取りまとめ案の6ページに、ベースロード電源市場で卸電力市場に対する監視についての記載とか、それから11ページには容量メカニズムについて、小売事業者間の競争環境に留意というような記載があります。今回、ベースロード電源市場とか容量メカニズム、それから非化石価値市場、これらはいずれも主たる供給者が旧一般電気事業者であるということを考えますと、メンバーが限られているので、非常に市場支配力が行使しやすいのではないかと考えています。

いろいろな制度も、今後、運用を開始してから見直していくべきと、いろいろな方々の意見が出ていましたが、監視についても専門的かつ継続的な見地からの強化をお願いしたいと思います。

それから、財務会計に関して一点述べたいと思います。原子力の損害賠償と通常炉の廃炉、これら費用について、新電力のお客さんも含めて、託送料金の仕組みで回収して負担を求めていくということになっておりますけれども、委員会のいろいろな検討の中でも、税とか賦課金の仕組みで回収するべきか、あるいは託送料金の仕組みで回収するべきかと、いろいろ議論の分かれたところで、本質的には税の仕組みではないかという議論がなされているのではないかと思います。負担額を決定する、あるいは今後変更があるとしたら、変更していくときに、税ですと国会審議等を通じて国民の理解を得ていくこととなります。

ただ、託送料金については大臣認可ということで、少し意味合いが違ってくるのかなと懸念しています。それで、国民から見ると電気料金が幾らかかるとか、それから今回は賠償については40年とか上限が示されていますけれども、もっとほかの内容を含めて、全体像が一体どうなるのかというのをきちんと知りたいんだらうと思います。それで自分たちがこういう託送料金という仕組みを使うことによって、言葉はちょっと悪いですけども、なし崩し的に増えてしまうのではないかという懸念も持っている人とかもいるのではないかと思います。今回こういう仕組みをとるとしても、賠償だけでなく全体について負担の上限を示すとか、あるいは今後こういう細かい算定をしていくときには、透明なプロセスを使うとか、国民に対して丁寧なわかりやすい説明、そして理解を得ていくということが必要ではないかと思います。

以上です。

○山内委員長

次、大石委員ですね、どうぞご発言ください。

○大石委員

ありがとうございます。この間の取りまとめに関しては、いろいろ意見を出ささせていただきましたが、取り入れていただいた部分もあり、それにつきましては大変感謝しております。ですが、これまでの先生方のご意見を聞いて、やはりどうしても疑問に思ってしまうのは、託送料金に上乘せすることについて誰も納得はしていきりわけではない、仕方がないからと言われていることです。ですので、本来、今、武田委員がおっしゃったように、国民に広く議論の場を預けるべきだと思います。そして国民が全員で議論して結論を出すべきだと思います。特に福島廃炉や賠償に対しては、私たちの代だけで解決できないことは火を見るより明らかで、私たちの次の代、もしかしらもっとその先の代にまで係わっていかなければいけない内容です。そのときに、やはりちゃんと開かれた議論の後にこうやって決まったのだということで、賦課金など税金ならば税金という形にするのがやはり私は一番いいのではないかなと思っております。

今回、資料6で意見書として再度出ささせていただいておりますけれども、そもそも電気の託送

料金については消費者委員会からもこれまでも指摘があったところです。消費者にとって一番身近で暮らしに不可欠な電気料金のうち託送割合というのが、それでなくても高いではないかと指摘されているところに、なぜさらに上乘せしなければいけないのか。今の武田オブザーバーのご意見にもありましたが、国会を経ずに経産省令だけで変えられる託送料金に入れてしまうところが、国民にとっては、見えない形でどんどん膨らむのではないかと一番の不信感のもとになっています。ですので、本当にこれは国民が負担すべきものなのだと説明できるのであれば、経産省が財務省を説得できるぐらいの根拠を持ったうえで、賦課金などの税金として取っていただくのが一番いいと思っています。

以上です。

○山内委員長

次、大橋委員、どうぞ。

○大橋委員

ありがとうございます。先ほど秋元委員がおっしゃったんですけれども、私も一部そうだなと思うのは、市場のメカニズムを使って、あるいは市場の機能を使って、長期の経営の変数をコントロールするというのは結構難しい話だという点です。今回のでいうと、ベースロードの電源と容量メカニズムなんですけれども、この制度設計は精緻にやることで本当に正解に辿り着くのがわからない。どういうふうに制度設計をするかを本当に慎重に考えないと、なかなかこれうまく機能させるというのは難物だなと思っています。

それで、前回会合で事務局からもあったんですが、FITの回避可能原価と卸電力取引市場の間での裁定のような話は、比較的短期的な話なので、回避可能原価のところを市場とうまく連動させるような形を導入することで、比較的早めに市場の欠陥をただすことができました。つまり、市場価格の裁定というのは比較的容易に直すことはできるんだと思うんですけれども、実は今回扱っている供給力に関わる市場のように、長期の話っていうのは、例えばベースロード市場でいえば、電源投資に対しても影響を与えるという意味で、市場間だけではなくて、現実の投資行動に対する裁定というのも恐らくあるんですね。

今回の案では、ベースロード市場では価格に対して上限を課すとされています。ここでの適正価格は、固定費プラス資源価格の変動分とされているのですが、これを企業が受け取った場合に、電源開発をするのかどうかということだと思えます。恐らく電源開発に伴う経営リスクとかというものを考えると、多分この固定費プラス資源価格の変動分の額ではもしかしたら投資しないかもしれないなど。いや、するかもしれないという方もいるかも知れませんが、ここはちょっと議論の余地があると思うんです。仮にしないとすると、やっぱりみんな市場に頼ってし

まうようなこともあり得べしかなと。そうすると、ここのあたりのバランスってどうとっていくのか。ちょっと資料では文言が見つからなかったので、少なくとも投資を萎えさせないような仕組みというのは、きちんとするんだというふうな、口頭では事務局からいただいているはずだと思っっているんですけども、抑えておくべきだと思います。その上で、さて、それをどう判断するのかというのは、実のところ結構難しいなというふうに思っています。

そういう意味で、上限とするみたいなことをすると、なかなか市場機能の手足を縛ってしまうことにもなりかねないかなと思っっていて、ちょっともう少し緩やかに要件も書くことができないかなと思っっておりますけれども、もしご検討に値すればということで宜しくお願ひします。

以上であります。

#### ○山内委員長

本名オブザーバーにご発言いただひて、ここで一旦切って、事務局からご回答します。

どうぞ。

#### ○本名オブザーバー

この委員会で私が非常に印象を受けたのは、会計基準を軸にして、国の支援がしっかりと原発、原子力事業者さんのほうにきちんとした形ができたこと。これは松村先生が言われたのかもしれないけれども、私は公益電源という形の言葉が一ついろいろな問題のキーワードになってくるということではないかと思っっています。

その意味で、しっかりと国民はどういうふうを受けとめるかということは、ある種我々が原子力をどう使うのかということについても、非常に私は有益な話であると思っっています。それと鑑みまして、過去分について、まず第1点は、新電力としては負担する気は毛頭ありませんということとは前々から申していますが、ただし、福島を考えると、国や国民として、私個人もそうなんですけど、これは何とかせないかんということでやっぱり応援するというのは、一つ考えとしては非常に理解できます。

その上で、この資料5に書いてありますように、右下のほうに総額2.4兆円、600億、前は新電力負担分と書かれてあったのが、今は新電力分となっていますが、これは正確には新電力ルートという言葉ではないかと思っっています。これは国民としてどうするかという論議だと思っっています。

今後、この電源を、原子力をどうしたらいいか、公益電源としてマーケットに出すには、どうあるべきかという点については、一つはやはり原価を明確に出していただひて、それはマーケットが最後に決めるんでしょうけれども、まずは原価ベースではないかと私はそう考へております。

それから、容量市場の件に関してなんですけど、容量市場って整理すると何なのかなと。再生エ

ネによるコストアップ分をどうするか。それから、長期にわたって新しい電力の供給をどうするか。それから、現時点で供給安定をどうするかというこの3点から考えますと、特別な場合は先ほど玉井委員が述べたように個別で別途定めるとすれば、現時点での供給安定をどうするかという点については、既存の発電所の部分は、需要に見合った形で、それは夏だけかもしれないし、秋だけかもしれないし、既存の需要に見合った形で供給していくということであれば、これはこれでちゃんと存続理由があるわけだと。全く使っていないという電源であれば、これは将来にわたっても使えるという保証もないし、必要もないのかもしれませんが。とするならば、容量市場、容量メカニズムで考えられることとしては、私は新設の電源だけでいいのではないのか。プラス、再エネに対する調整電源ということであろうかと思えます。

その意味で、容量メカニズムの論議としては、既存の電源にプラスアルファを与えるということについては、これは何ら経済的な、あるいは将来的なことも含めて、余り必要としないというふうに考えます。

すみません、以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。それでは、事務局から、幾つかご質問もございましたし、コメントもございましたので、事務局からご回答があればお願いします。

○曳野電力需給・流通政策室長

ありがとうございます。まず、市場の関係でございますが、崎田委員からご指摘をいただいた点ですけれども、非化石市場の13ページのところで、この売り手、買い手は誰かということですが、基本的には、最終的に非化石の価値をもって償却するというか、44%を達成する人が小売事業者なので、ここでいう売り手は発電事業者を想定しておりました。

しかしながら、最終的にその小売の事業者が証書を買って、証書付きの電気を売ることによって、お客さんは証書自体を買うわけではないんですけれども、そういう再エネ活用、例えば非化石の価値を持った電気を買えるという、選択ができるわけで、その証書を持った人から買えるということが報告書上余り明確になっていなかったような気がしますので、ご指摘を踏まえて、どういう表現が可能か検討させていただければと思います。そういう意味では、あくまでも国民の負担を下げるといっても含めて、むしろ証書付きの電気を買えるというところの趣旨だというふうに認識いたしました。

それから、高度化法での中間目標については、事務局の意図としては最大公約数で書いたつもりであります。少なくともこれまでの議論の中では、私の記憶が正しければ、秋元委員と石村委員、それから新電力のオブザーバーの皆様などから、市場の制度の設定の仕方によって極めて高

い値段もつくこともあり得るので、慎重に定めるべきだというようなご意見が多かったと思います。ただ、確かに総意ではなかったと思うので、大勢であったと書いたんですけども、必要であれば何か注記が必要なのかなというふうにも思いました。

それから、これはご質問いただいたわけでも必ずしもないですけども、事務局から提出をさせていただいた資料の5-2の中で250億円というような数字があって、これについて、旧一般電気事業者から持ち出しになるのではないかというようなご指摘も玉井オブザーバーからありましたけれども、結局250億円が調達コストを削減して、結局これが需要家に行くのか、行かないのかということがまず大事だと思っております。

その上で、旧一般電気事業者の皆様方も、自由化の中で何ら企業の中での効率化努力をしないのであれば確かに持ち出しになると思うんですけども、まさに総括原価から自由化に移行した中で、例えばその発電の定期検査期間を短くするとか、競争の中で工夫をいろいろ考えられるのではないかと一般論としては思っております。もちろん、ビジネスの中でどういう工夫をされるかということについて、何かこういうメニューがあるでしょうと個別に申し上げる立場に私どもございませんけれども、まさに競争が起きる中で全体のコストが下がっていくということを意図しているものでございます。

それから、3ページの市場の「最大限活用」というところの表現でございますが、これは、秋元委員、また大橋委員からもご指摘がございました。もしご異論がこの場でないのであれば、修正をさせていただきたいと思っております。

それから、大橋委員からご指摘をいただいた電源開発についての投資の影響というところについては、これは本文の6ページの3行目のところに書いてございます。見直しを行うところの要件として、ベースロード電源の開発動向に影響を与える影響ということで記載をさせていただいております。これは、旧一般電気事業者及び新電力両方ということになるかと想定をしております。

それから、本名オブザーバーから、現時点の供給安定量は必要十分というご指摘をいただきました。これにつきましては、事実関係で申し上げますと、今広域機関と連携しながら毎年度需給の検証を行っておりますけれども、例えばこの冬でいいますと、厳寒のケースでいうと、中部電力管内で2.7%というのが予備率でございます。もちろん、他地域から融通しますので、節電の要請などは行っておりませんが、非常に供給力が安定しているので何ら問題がないということではなくて、毎年度まさに節電の要請をお願いするかということを確認をしております。北海道においては、この冬においても経済団体に対して、いざというときの需給調整契約の発動などについても、エネ庁からあらかじめお願いしているというような状況でございますので、非常

に発電設備が余剰だという状況には必ずしもないというのが、政府としての今の認識でございます。

それから、一番最後にいただきました、容量メカニズムについて、新設に限るかどうかという点でございます。これにつきましては、ワーキンググループの中でもいろいろ議論がありまして、この中でも新設と既設を分けるという考え方もあるのではないかとということで、留意事項に書かせていただきました。詳細については、今後まさに詰めていく中で議論が必要な論点だというふうに考えております。

市場関係は以上でございます。

#### ○小川電力市場整備室長

続けて財務の関係では、玉井オブザーバーから、料金明細表への記載明示のところでコメントをいただきました。これにつきましては、例えばウェブというようなお話もありました。消費者の方々からは、ウェブのみに対する懸念などもありますし、一方で、料金明細表という方法一つで決め打ちにするのかというのがありますので、ちょっと表現ぶりは工夫したいと思っておりますけれども、仮に例示、あるいは「等」という場合であっても、それでもっていろいろな方法でできるんだということではなくて、あくまで消費者にしっかり伝わる方法でという理解のもとで、表現ぶりを工夫したいと思います。

それから、伊藤委員からは、わかりやすい説明、それから資料のところもこの報告書だけではわからないところについて、しっかり提供していくことが重要というご指摘をいただいております。これは審議会の資料という点でももちろんそうですし、その他の、例えば今回でいえば、東電委員会で行われている議論などの資料も含めて、アクセスをしやすいような形での工夫は考えていきたいと思っております。

武田オブザーバーからは、透明なプロセスの費用のところの最終的な額のところ、透明なプロセスが必要、大石委員からも同旨のところをご指摘いただいておりますけれども、これについては、今の取りまとめ案では、記載としては、額の妥当性を担保する措置を講ずることになっておりますけれども、この点はしっかり対応していきたいと思っております。

以上です。

#### ○山内委員長

そのほかご発言のご要望はございますか。山口委員、どうぞ。

#### ○山口委員

報告書の間取りまとめ、どうもご苦労さまでした。

それで、少し感想めいた話になるのかもしれませんが、一番最初の、「はじめに」といいます

か、最初のところで、この文章の始まりのところから見ていくと、まず最初に、いろいろ電力広域的運営、それから送配電の分離、小売の自由化というような話がずっと続いていて、このあたりはいろいろな制度設計があり得て、アプローチは国によっても時代によってもいろいろ変わった考え方があるものだというふうに思います。

それで、その「はじめに」の中で、こういった各論のような話からこう書かれているというところに、少し違和感を感じるころであります。こういった国であっても、あるいはどの時代であっても、共通の考え方というのはどういうものかといいますと、その次の「はじめに」の中の4つ目か5つ目のパラグラフに書いてあります、「同時に、我が国のエネルギー政策の基本的な考え方は」というこの部分がやはり原理原則的な部分であるというふうに思います。

こういった中で、そのエネルギーの政策というのは、例えば石油依存度を石油に過度に依存しないという考え方、それから、福島を踏まえれば安全に対する取り組みに関する考え方、それから、今議論されている電力システム改革といったもの、そういったやり方が随時組み込まれていたということだというふうに思います。そういう意味で、やはりベースとなるのは、長期的な視点で、安定に安価なエネルギーの電力を供給するということが、一番ベースになるのであるというふうに思います。

そこで、そういった意味で、先ほどの「はじめに」のところのこういった書きぶり、3E+Sという部分が、最後のほうで同時にというような表現で書かれているところに違和感を感じるというふうに申し上げた理由です。

それを踏まえれば、最後の「おわりに」に書いてありますけれども、この中で、各制度の意義と相互の整合性等を勘案した総合的な政策判断、それから、これらの施策を一体的なものとして実施していくということが書いてありまして、やはりここがこれからのポイントなんだろうなというふうに思います。

それで、これらの施策ということで書いてあるんですが、これはここで議論されている各制度ということだけではなくて、3E+Sという長期的な視点で、安定に安価なエネルギーを供給するという、そういう施策も入ったものが総合的に判断されて、一体的に議論されるものだというふうに理解してございます。

以上です。

○山内委員長

崎田委員、どうぞご発言をお願いします。

○崎田委員

ありがとうございます。今、私が議論に参加をしなかった後半部分のところなど、今回まとめ

をずっと読ませていただいた中で、私が一つここでコメントをさせていただきたいと思ったのは、福島第一原子力発電所の廃炉の資金管理、確保のあり方ということです。これは、事故を起こした東京電力がまずはしっかりやることということで、ここ全体の会合では、余り詳細のお話などをしなかった部分かと思うんですが、今回拝見していながら、例えば22ページの送配電事業の合理化の充当というところで、一定の利益が出てきた場合に、きちんと廃炉などに充てるようにという、こういうのは大変重要な文言だと思っております。

それで、そういうようなことを考えながら、今回、この送配電事業の合理化だけではなく、市場などいろいろなことをやって改革をやっていますので、そういう中で、もとの東京電力のグループ企業が、市場の中で、ある程度の利潤を出すということもあると思うんですが、早い段階は、できるだけ廃炉とかにしっかりと使っていただく。公益的なのか、廃炉に向けてきちんと使っていただけるようにしていただければありがたいと思います。

なお、この22ページのところの留意点というところで、微妙なことを書いてくださっていて、値下げをせずに福島対応をずっとし続けていて、値下げできるのに値下げが少なくなって、東京の人がほかの地域よりも値下げの恩恵をこうむれないというふうなことにならないように、そういうことも配慮しなさいということをお願いしているんですね。非常に微妙なことを言っていると思いました。

これを思いながら、私は、内容を変えていただきたいという話ではなく、微妙なニュアンスを伝えたいのですが、東京電力の電気を使って東京に長く暮らしていた1人の消費者として、すごく思うのは、これまで原子力発電を立地していただいた地域で事故が起きたというときに、やはり消費地の者としては、できるだけそこを応援する、支えなければいけないと思っておりますので、廃炉を支えるという流れがあるということは、東京電力の福島原子力発電所の電気を使ってきた人間として、そういうことは思っています。ただし、やはりそれが全国との電気料金のバランスが余りにも欠いているようなことになったら困るので、きちんとそこは留意しなさいとお願いいただくのは大変ありがたいことだと思っております。微妙な話ですけども、消費地に長く住んでいた者として、やはりそういう視点も考えなければいけないと思っております。きっと今回の議論の中ではそういう話は出てこなかったのでは。

すみません、その議論が済んだ話であればいいんですけども、ちょっと一言申し上げました。よろしくお願いたします。

○山内委員長

それでは、廣江オブザーバー。

○廣江オブザーバー

ありがとうございます。まず冒頭、松村先生から60億円、これは正確な数字かどうかは別として、そういったものを新電力の皆さん方、あるいはお客様にご負担いただくことについて、一体自覚はあるのかとのご指摘を受けました。幾ら言っても自覚がないと言われるかもしれませんが、私どももちろんそのことは十分、自覚をしているつもりでございます。

ただ、それよりも何よりも、先ほど大石委員もおっしゃいましたが、やはり福島の事故によりまして、福島の皆さん方に大変な苦しみをお与えしてしまったこと、それから、60億円もございますけれども、20兆円という国民負担が発生する、これは新電力のお客様、それから私どものお客様、国民全体に結果的にはご負担をいただくこととなりますけれども、そういうことを起こしてしまったことについて、大変申しわけなく思っています。

私ども、先ほど山口委員がおっしゃいましたが、原子力発電と申しますのは、コストは安いですし、もちろんCO<sub>2</sub>を出さない、そして国のエネルギーの安全保障にも役に立つということで、誇りと使命感を持って今までやってきたつもりでございます。その原子力発電が、残念ながらああいうことを起こしてしまった。福島の皆さん方に大変なご苦勞を与えた、苦しみを与えてしまった。また、一応、この20兆円を織り込んでも、コスト的には他の電源に比べて安い料金になると思いますが、それにしましても、20兆円という追加的なコストを国民の皆さん方にご負担いただくことになったことについては、本当に申しわけないと思っております。この点は、改めましておわびをする次第でございます。

その上で、2点申し上げさせていただきたいと思えます。1点目は御礼でございます。6ページ、前回も私が少し申し上げましたが、原子力発電にかかわる地元の住民の皆さま方、あるいは、またこれを言いますと、松村委員からお叱りを受けるかもしれませんが、現場で頑張っている人たちの思いというようなことをここに記載いただきましたことは、率直に申しましても大変うれしい、何人かの顔が、思い浮かぶ顔がいますけれども、そういうことを思いつつ、大変感謝をする次第でございます。これが1点目でございます。

2点目でございますが、これは何人かの委員の方が既におっしゃっていますが、スケジュールであります。今回お示しをいただきましたスケジュールでは、相互に関連をしておりますベースロード電源市場、あるいは容量市場、非化石価値取引市場、さらにはリアルタイム市場が、2020年前後にほとんど同時に、一体的なもの、一体のものとして導入するというようにされています。このためには、今後、多くの詳細設計をしないと行けないわけですが、相当程度の困難があると思えますし、大変な時間も要するだろうと思っております。

したがって、ぜひとも早く詳細設計に入っていただきたいと考えておりますし、また、この春にシステム開発のトラブルで、大変国民の皆様方にご迷惑をおかけしたわけでもあります。

ども、そんなことが起こらないよう、私ども精いっぱい頑張りますが、ぜひ資源エネルギー庁におかれましては、万全の態勢で指導していただきたいとお願いする次第であります。

さらに、これまた言いますとお叱りを受けるかもしれませんが、場合によっては万が一ということもあるかもしれません。そういったときにはスケジュールを見直すというぐらいのことも念頭に置いて、まずは全力を挙げるということでお願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

○山内委員長

本名オブザーバー、どうぞ。

○本名オブザーバー

先ほど崎田委員が微妙な問題ということでご指摘されたんですが、ちょっと我々、数社の新電力とか、電力さんに、全国的にも見て、逆に、東京電力さんは発電部門、それから系統部門、小売部門というふうに三つに分かれて、今、事業活動をされていますが、本件のように賠償問題をどうするかといったときには、やっぱり電力会社ができるだけ各部門において利益最大化ということを実業計画で練って、それでいろいろ検討して事業をされるということなんです。小売部門においては、これは我々のほうの試算ですが、これで、年間この需要家だけとったら黒になるのかなというような形の、非常にダンピングに近い形がいろいろお話としては来ているんです。本当は事業として、プロフィット・マキシマムでやって、賠償、廃炉に一生懸命やられて、多分そういう方が多いと思うんですが、そういうことはいかがかと。でもグループ全体で見ると収益はどのぐらいかと。系統部門は利益が出ているのだったら出ていますよということで、一括で見えないわけなんです。この辺を含めて、当然、大株主は国ですから、国の部門についても事業計画をどう見るのかというようなことも含めて、国民の納得のいくような形で事業をやられたらいかがかというふうには思う部分があります。

たまたまセンシティブな問題だったので、ご意見ちょっと違ったものですから意見を言わせていただきました。

○山内委員長

そのほか発言はようございますか。

では、事務局から今のコメントとして何かございますか。

○松尾電力・ガス取引監視等委員会事務局長

監視委員会でございますけれども、今お話がありました不当廉売があるのではないかとということでございますけれども、これにつきまして、私どもは適正取引ガイドラインの中で、不当廉売について、これは独禁法もございますけれども、電気事業法上も問題となる行為として、業務改

善命令等の対象となり得るということを明記してございます。

これについては、全般、およそ例外なくしっかり監視もしていきたいと思ひますし、またもし個別の具体的なお話があれば、しっかりとお話をさせていただきまして、問題があればこれは厳格に厳正に対処してまいりたいというふうに思ひます。

○山内委員長

そのほかいかがでしょうか。よろしゅうござひますか。

大石委員、どうぞ。

○大石委員

ありがとうございます。先ほどの山内委員長のお話を聞いていて、ちょっと思うところがあるので発言させていただきます。

確かに2ページにあります「はじめに」というところで、基本が3E+Sであるということ、これはもう紛れもないことだと思うんですけども、今のこの話し合いというのが自由化のもとで行われているということ考えたときに、プラス、社会受容性みたいなものがやはりないと、ただ単に3E+Sとだけでは、やっぱり国民の理解というものは得られないのではないかと。だから、原子力がどうしても必要で、国としてはこれを再稼働させたい、存続させたいという思ひがあったとしても、それを国民がちゃんと受容できるかどうかというのが、この改革の大きな一つのかなめになるのではないかなと思ひまして、これが自由化する前であれば、確かに3E+Sで済んだのかもしれないけれども、国民への説明も含めて、この制度を国民がちゃんと受容できるかというところをぜひキーに押さえていただきたいと思います。

○山内委員長

そのほか、松村委員。

○松村委員

ちょっとしつこくて申しわけないんですが、今回も、前回、廣江さんがおっしゃったことは正しい、したがって現場の人がこんなに苦勞しているというのは正しいということを使ったのに、なぜそれを言うと怒られるのかという発言が出てくるのが全くわからなかった。その後、さらに2兆4000億円ではなく60億円負という数字が出てきて、それは60億ではないよということであれだけちゃんと言ったにもかかわらず、やっぱり最初にその数字を言う。そういう認識なのかと。したがって、最初に言った、本当に異例の措置ということを自覚しているのかは怪しいというのは、更に明らかになったような気がする。

ここはコストを検証する小委ではないので、この委員会と言うようなことではないし、ここで議論するのは不適切なのかもしれないけれども、膨大な賠償費用や廃炉費用その他のすべての費

用全部含めたって、原子力のほうがコストが安いとの発言。それを否定はしません。でも聞いている消費者の中には、だったら原子力事業者が託送料金なんぞに負担を押しつけないで全部自分で負担すればいいじゃないか、と思って聞いた人も少なからずいたのではないかと私は思います。

ただ、この期に及んで今までの決定を全部をひっくり返そうというつもりで言っているのではありません。しかし、そういう発言を聞くたびに不満に思う消費者がいるのではないかということは、事業者は自覚すべきだと思います。

以上です。

#### ○廣江オブザーバー

私が先ほど、60億が正しいかは別にすると申し上げた一つの理由は、先ほど来、60という数字が出ておりますので、それを使わせていただいたということでありまして、それが正しいという意味で申し上げたわけではございません。

それから、金額の件でございますけれども、これは基本的にエネルギーミックスの計算からいけばそうなるということ引用させていただいたわけであって、自分たちで必ずしも確信を持って計算したというわけではございませんので、そこはつけ加えさせていただきます。

#### ○山内委員長

ありがとうございます。そのほかよろしゅうございますか。

それでは、皆さんのご意見を伺いました。そして、私の感想といたしまして、かなりのコメントと、それからこういうところを直してほしいんだがというご意見もいただきましたので、そういったところを少し事務局と相談させていただいて、中間取り組み案をさらにブラッシュアップをして、皆さんのご意見を入れていきたいというふうに思います。

それを前提といたしまして、この中間取りまとめ（案）を中間取りまとめとさせていただいて、今後パブリックコメントによって、広く国民の皆さんのご意見を頂戴するという形に進めたいというふうに思いますが、その詳細については大変恐縮でございますけれども、委員長の私にご一任いただければと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのような形で進めさせていただきます。

本日の議論はこれだけでございますが、事務局から何かご連絡とかよろしゅうございますか。

それでは、大変ご熱心なご議論をいただきまして、ありがとうございます。第4回の電力システム改革貫徹のための政策小委員会を閉会とさせていただきます。

本当にどうもありがとうございました。